

傷病手当金 請求の手引

〈病気休職中の請求(組合員用、所属事務担当者用)〉

1 請求方法

組合員は「傷病手当金・同附加金請求書」に必要事項を記入し、医師の証明を受け、所属所に請求書を提出してください。所属長確認の上、所属所から短期給付担当に請求書を提出してください。

【請求書作成時の注意事項】

- ◆ 請求書は月単位で作成します。

(例)6月30日から7月31日までの休業について請求する場合、以下のように請求を作成

6月分請求書(請求期間6月30日から6月30日)／7月分請求書(請求期間7月1日から7月31日)

- ◆ 必ず、請求期間末日の翌日以降に「療養のため勤務できないことに関する医師の証明」欄に医療機関で証明を受けてください。

(例)請求期間4月1日から4月30日 ⇒ 5月1日以降に医師の証明を受ける。

※4月中の証明は無効

- ◆ 請求書の様式は、公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載しています。

〈<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/tanki/kyugyo/shobyoy/index.html>〉

傷病手当金・同附加金 請求書〔用紙 No.傷病手当 1〕(在職者用)を印刷して御利用ください。

- ◆ 医師の証明等の日付は、以下の順になります。

請求期間末日 < 医師の証明日 ≤ 組合員請求日 ≤ 所属長の確認・証明日

【添付書類】

(1)報酬支給額証明書(所属所にて作成)

- ・有給の病気休職

報酬支給額証明書(有給の病気休職用)〔用紙No.傷病手当 1-2〕

- ・無給の病気休職

報酬支給額証明書(無給の病気休暇・休職・傷病欠勤用)〔用紙No.傷病手当 1-3〕

※公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載

〈掲載場所〉

東京支部トップページ>手続きナビ>短期給付の手続き>休業給付の手続き>傷病手当金/傷病手当金附加金の請求手続き

(2)休職期間が更新された場合

更新後の休職期間がわかる書類(発令通知書、履歴カード)の写し

※発令通知書又は履歴カードに給与支給割合(無給、100 分の 80 等)の記載がない場合は、支給割合の記載がある基本報告書(マスターカード)の写しも併せて添付

(3)復職した場合

復職の日付がわかる書類(発令通知書、履歴カード)の写し

(4)年金等の受給が開始した場合、年金額改定があった場合

年金証書や決定通知書等、年金等の額と支給開始月、改定月と改定後の額がわかる書類の写し

2 年金等との調整

障害共済(厚生)年金・障害基礎年金、老齢厚生年金・老齢基礎年金、障害手当金(一時金)(以下、年金等という。)を受給する場合、年金等相当額を傷病手当金支給額から差し引く調整が必要になります。

既に傷病手当金を支給した期間について後から遡って年金等を受給された場合は、傷病手当金のうち年金等相当額を返還していただくことになります。年金等の受給は必ず短期給付担当に申し出てください。

3 短期給付担当での請求書受付と支給日

10日までに受付(休日の場合は直前の平日) ⇒ 当月24日支給(休日の場合は直後の平日)

※書類不備等により、支給日が翌月以降になる場合があります。請求時効は2年間です。

4 支給期間について

支給開始日から1年6か月(法定給付分)+6か月(附加給付分)=合計2年間を限度に、病気休職の期間中に支給されます。過去に同一傷病について共済組合から傷病手当金を受け取っている場合は、支給期間に通算します。病名が異なっても、関連性がある場合には同一の傷病とみなします。

※結核性の病気の場合、法定給付分は3年間になります。

5 給付金額

給付日額(平均標準報酬日額^{注1}×3分の2ー調整額^{注2})×支給日数^{注3}

注1:(傷病手当金支給開始月を含めた過去12ヶ月間の平均標準報酬月額)÷22(10円未満四捨五入)

注2:請求期間中に報酬や年金等を受けている場合は、傷病手当金支給額から調整額を差し引きます。

・報酬…報酬を日額に換算し、傷病手当金給付日額から差し引きます。

・年金…(障害共済(厚生)年金額+障害基礎年金額)÷264(円未満切捨)

または、(老齢厚生年金額+老齢基礎年金額)÷264(円未満切捨)

・障害一時金…傷病手当金の額の合計が障害一時金の額に達する日までの間、傷病手当金は支給されません。

注3:請求期間から土曜日及び日曜日を除いた日数(土曜日及び日曜日に重ならない祝日は、支給日数に含む。)

6 退職する場合

以下(1)から(3)の全てに該当する場合に、退職後給付(法定給付分のみ。在職中の支給期間と通算して1年6カ月まで)を受給することができます。

(1) 同一の傷病のため、退職後も引き続き労務に服することができない。

※単に適職がない等の理由で就労しない場合は、傷病手当金の対象外です。

(2) 組合員期間が一年以上ある。

(3) 退職共済(老齢厚生)年金・障害共済(厚生)年金等の日額が、傷病手当金の日額より少ない。

退職後給付は、改めて事前審査が必要です。所属所から短期給付担当へ必要書類を提出してください。退職後給付事前審査の必要書類は、各所属に配布している「福利厚生事務の手引」を御確認ください。

※傷病手当金を受給すると、被扶養者の認定基準額を上回るため、家族が加入している共済組合等の被扶養者にはなれない場合が多いです。詳細は加入先の共済組合等に確認してください。

7 こんな場合は・・・ Q&A

【Q1】請求書に記入誤りをした場合どうしたらよいか。

【A1】①請求書を作成しなおす。

②訂正箇所を二重線で消す。訂正箇所近くの余白に、「訂正箇所、〇月〇日訂正、訂正者氏名」と記入する。

(例)請求年月日 令和4年6月1日訂正 田中花子

【Q2】月の途中から違う病院に通い始めた。請求書の「医師の証明」欄はどのように記入してもらえばよいか。

【A2】それぞれの病院から証明をもらう必要があります。以下のいずれかで作成してください。

①請求書＋任意様式の医師の証明 ②請求書を病院ごとに作成

(例)A 病院:1日から15日まで通院 B 病院:16日から31日まで通院

①例:請求書(請求期間1日から31日、医師の証明欄にA 病院の証明(1日から15日))

＋B 病院の証明(医師の証明欄と同じ記載事項について、16日から31日の証明(任意様式で可))

②例:請求書1(請求期間1～15日、A 病院の証明)＋請求書2(請求期間16～31日、B 病院の証明)

【Q3】傷病手当金は課税対象になるか。

【A3】傷病手当金は非課税所得であり、所得税は課されません。詳細は国税庁のホームページを参照してください。但し、被扶養者認定の際の収入には含まれます。

障害年金制度について

障害年金の制度については、公立学校共済組合東京支部ホームページに掲載しています。また組合員に配布している「福利厚生ハンドブック」でも御案内しています。



〈 https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kyosai/nenkin_shogai/index.html 〉

←こちらの QR コードからホームページを表示できます。

- ・障害年金の請求手続には、診断書等(指定様式)が必要となります。診断書等の取得に要する費用は自己負担です。
- ・障害年金の請求をしても、傷病の状況により、障害年金の受給対象とならない場合もあります。
- ・平成27年10月以降、障害年金は在職中も受給できます。
- ・障害年金を請求するかどうかは、あくまでも御本人の判断となります。
- ・障害年金の決定手続には、最短でも半年程度かかります。

障害年金の請求を希望する場合は、【年金担当(電話:03(5320)6828)】にお問い合わせください。

なお、問合せ前に、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院している場合はその期日等、これまでの経過について確認してください。

【問合せ】〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1東京都教育庁福利厚生部内

公立学校共済組合東京支部給付貸付課

○傷病手当金について…短期給付担当 電話:03(5320)6827

○障害年金について……年金担当 電話:03(5320)6828